

ニュース

全関労

2022年
11月20日
VOL. 50
No. 1

東京都台東区小島1-8-7

Zenkan1972@yahoo.co.jp TEL 03(3863)3433

全関東単一労働組合本部

インフレ・円安・物価高―大衆収奪ゆるすな

時給1500円、生活できる賃金を

秋期・年末闘争をたたかおう

11月から830品目の食料品が値上げされた。すでに10月には6700品目を超える食料品が値上げされている。さらに来年に値上げを予定している食品は2000品目に上ると伝えられている。また、電気、ガスの値上げも予定されており物価高騰は止まるところを知らない。

その一方で賃金は上がらず、実際の購買力を示す実質賃金は下がり続けていて労働者民衆の生活は窮乏化する一方だ。とりわけ非正規労働者は低賃金・雇用不安定と物価高騰の挟み撃ちをうけて明日の生活さえままならない状況を強いられ、民間の支援団体への駆け込みが相次いでいる。公的支援

の拡充と賃上げ、とりわけ最低賃金の大幅引き上げ・時給1500円獲得は喫緊の課題だ。

「総合経済対策」は

見せかけだけの代物だ

こうした中で岸田政権は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を発表し、11月8日の閣議で補正予算

を決定した。その目玉のひとつが、電気・ガス料金の一部政府負担やガソリン補助金の継続である。これで来年1月から9月までの家計負担を4万5000円負担減するというのだ。

この計算はあくまでも標準家庭（親子4人）を基準としているもので、単身者世帯や二人世帯には当てはまらない。政府の発表にもとづいて計算すると、標準家庭で電気代月1800円、ガス代同900円、計2700円程度の補助となる。電気・ガス料金は来年の値上げが予定されているから、政府の補助はそれを相殺するためのものであつてすでに上がつている料金はそのままである。しかも9月までの期間限定だからその先の保証はない。岸田政権の「総合経済対策」なるものはまったくの見せかけだけの代物ではない。

消費税廃止、

大幅引き下げを行なえ

ガソリンの補助も現在1ℓ当たり30円の補助を継続するという。現在、ガソリンには二重の税金がかけられている。例えば1ℓ170円の内訳は、本体価格97・95円、ガソリン税53・8円、石油石炭税+温暖化対策税2・8円、消費税15・45円である。何と税が二重にかけられその総額は72円と全体の半額近くに上る。ガソリンの高値を防ぐというのであれば、税を引き下げればいいのだが政府はそれを頑なに拒み、巨額の補助金（月当たり3000億円）を支出しているのだ。

これは補助金を通じた業界への利益供与であり、これによって石油資本は莫大な利益を上げている。

そもそも値上げしているのは電気・ガス・ガソリンに止まらず、食料品など全般にわたっている。光熱費の補助をしたからと言つて軽減するのは一部でしかない。それよりも消費税を引き下げるかゼロにする方が負担軽減は全般に及ぶ。物価引き下げや負担軽減云々するのであれば即刻消費税を引き下げるべきなのだ。

地域包括最賃制を廃止し、

全国一律最賃制の確立を

そもそもう一つの目玉は「物価上昇に合わせた賃上げ」であるが、その中身は「構造的賃上げに向けて経団連、連合を巻き込んだガイドラインづくりなど労使の機運醸成に向けて全力を挙げる」という何とも抽象的なものである。これは岸田首相の単なるゼスチャーである。実際、補正予算に占める賃上げに関わる額は全予算の1割程度にしかならない。

1995年日経連の「新時代の『日本の経営』」以降、低賃金・無権利の非正規労働者が増大する一方で、企業の内部留保は増加の一途を辿ってきた。その額は今年で516兆円にもなるのだ。それと軌を一にして賃金は上がりずむしろ下降してきたのである。そうした社会経済状況を作り出したのが大企業・独占資本でありその政治的代理人の自民党政権にほかならない。

今、政府がしなければならぬことは地域間格差そのものである地域包括最賃制を廃止し、それに代わる全国一律最賃制を制定することであり最低賃金の大幅引き上げである。これこそ政府主導で行うことなのだ。最低賃金の引き上げこそ、非正規労働者をはじめとする全労働者の賃金水準を確実に底上げすることができる。物価上昇を上回る、そして生活できる最低賃金の大幅アップを今すぐ実施しろ。企業がため込んだ巨額の内部留保を吐き出させ、賃上げに回させるべきだ。

連合の要求自粛・闘争放棄を弾劾し、ストライキで闘おう

連合は10月20日の中央執行委員会で定期昇給(2%)とベロースアップ(3%)合わせて5%程度の賃上げを目指すの方針を決定した。これだけ物価が高騰しているのに今年の賃上げの僅か1%アップしか要求しない。しかも正規職を対象とした賃上げであり、非正規労働者の困窮した生活実態を見ずに資本におもねる要求自粛・闘争放棄路線ゆえである。連合の方針書から「闘争」や「ストライキ」の文言が消えてから久しい。

政府・資本との闘争抜きに賃上げや諸権利を勝ち取ることができないのは当然だ。われわれは先の定期大会において、時給1500円獲得を軸に年末一時金一律80万円の要求を

決定し、スト権を確立して今秋期闘争に臨んでいる。ストライキ闘争を基軸にして秋期・年末闘争を闘いぬこう。

増税・大衆収奪を阻止しよう

政府は「総合経済対策」に約29兆の巨費を投じる。当初、25兆円規模だといわれていたが、自民党のゴリ押しで一夜にして4兆円積み増しされ、そのうち国会の承認なく政府が勝手に使える予備費4・7兆円が含まれるという代物だ。大半は赤字国債(22兆8000億円)で賄われるが、すでに国債費は累積で1000兆円あり、財政悪化は一段と進む。

そしてこの補正予算には「物価上昇対策」とは直接に関係のない費目が多々含まれている。「防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など安全・安心の確保」と称するものである。消費増税15%や「防衛費」の倍増にむけて税のアップも取りざたされている。すでに国民年金保険料の納付期間の5年延長(約100万円負担増)、国民保険料の上限(2万円まで)引き上げ、退職金非課税限度額の引き下げ、高齢者保険料の引き上げなど、「防衛費」という名の戦費ねん出の増税案が具体的に検討されている。放漫・バラマキ財政のつけを労働者民衆に回す、増税と大衆収奪を断固阻止しよう。

訪問ヘルパー国賠訴訟

東京地裁の棄却判決弾劾

さる11月1日、東京地裁・高木裁判長は、「登録ヘルパーは利用者宅を訪問しての労働時間しか『賃金』として保障されず、最低賃金を下回る労働実態がある。労基法違反の状態を放置し、規制する権限を行使しなかったのは違法」として国家賠償を求めた原告の主張を否定し、「仮に未払賃金が存在するとしても、一次的には各事業所では正するのが妥当」とする国（厚生労働省）の主張を全面的に認め、介護労働に従事する女性労働者の労働権を真つ向から否認する差別的な判決を下した。

訪問ヘルパーの労働実態

この裁判は2019年11月1日、国家賠償請求訴訟として提訴された。この過程で、登録ヘルパーなどへの実態調査アンケートが実施された。その調査結果によると、移動時間に賃金が支払われていないと答えた人は29・5%、待機時間に賃金が支払われていないと答えた人は78・1%にも上っている。賃金は月5万〜10万程度で、その収入さえ利用者の入院などのキャンセルで一定していない不安定な就業実態に

ある。

在宅介護を支えるヘルパーの7割は「直行・直帰」という就業形態で出来高払いである。移動、待機、キャンセル不払い、これが本場に事業者の責任なのか。国はすべて事業者に責任を転嫁している。

福祉切り捨ての介護保険制度反対

この裁判は介護現場の底辺を支える登録ヘルパーの労働実態を社会的に明らかにし、介護保険制度そのものあり方を真つ向から問うことになった。なによりも介護保険制度に内在する矛盾を集中的に背負っている女性労働者が起こした裁判である。

国（厚生労働省）は自らの責任を放棄したうえで、使用者責任を主張している。確かに、労働者を雇用している限り使用者責任は存在する。しかし財源を握っている国家と一事業者の関係は大企業と零細の下請け・孫請けのような関係にあり、その責任はそれこそ第一次的に国にあるのだ。

そもそも介護保険制度は、国家が責を負うべき高齢者福祉を「国民の相互連帯」の名のもとに「社会保険」として事業化（市場化）したものである。この分野に民間資本を引き入れ、利用者（高齢者）と労働者から搾り取る体制を作ったのだ。しかも保険料値上げとサービス切り捨てを進めている。多くの訪問ヘルパーたる女性労働者の権利獲得に向け、国賠訴訟に注目し支援しよう。